

規制別								
	6項イ (1)		6項イ (2)		6項イ (3)		6項イ (4)	
	病院	診療所	病院	診療所	助産所	診療所	助産所	
	避難困難※1	有床 避難困難※2	避難困難以外	有床 避難困難以外	有床	無床	無床	
消火器	150㎡⇒すべて					改正なし (150㎡以上)		
スプリンクラー	3000㎡(6000㎡) ⇒すべて		改正なし (3000㎡以上)	6000㎡ ⇒3000㎡		改正なし(6000㎡以上)		
屋内消火栓	内装制限時2、3倍読み ⇒1000㎡		改正なし (2、3倍読み)					
火災 通報装置	500㎡以上 ⇒すべて					改正なし (500㎡以上)		
連動起動	すべて		-					

※1 次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制(勤務させる従業員の数が、総務省令で定める員数を常時下回らない体制)を有するもの以外のもの

(ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13診療科名以外の診療科名であるもの

(イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

※2 次のいずれにも該当する有床診療所

(ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13診療科名以外の診療科名であるもの

(イ) 4床以上の病床を有するもの